

厚木市市営住宅条例施行規則の一部改正（案）

1 改正の趣旨

市営住宅の管理戸数は全12団地481戸で、そのうち単身世帯が入居可能な住戸数は104戸ですが、市内の単身高齢者等が増加傾向にあることから、今後の需要に対応するため、単身入居が可能な市営住宅を拡大するものです。

2 市営住宅応募状況（令和元年度～6年度）

戸室ハイツが完成した平成30年以降の応募状況は、一般世帯の倍率が平均1.4倍に対し、単身世帯の倍率は平均7.6倍となっており、応募は増加傾向にあります。

募集年度／月		一般世帯			単身世帯		
		募集数	応募数	倍率	募集数	応募数	倍率
令和元年度	7月	18	43	2.4	3	15	5.0
	1月	23	44	1.9	3	15	5.0
令和2年度	7月	15	12	0.8	5	21	4.2
	1月	21	38	1.8	1	13	13.0
令和3年度	6月	17	17	1.0	1	9	9.0
	11月	14	3	0.2	—	—	—
	1月	8	23	2.9	3	14	4.7
令和4年度	5月	6	5	0.8	—	—	—
	7月	21	27	1.3	4	14	3.5
令和5年度	1月	29	30	1.0	1	14	14.0
	7月	15	10	0.7	2	18	9.0
	1月	9	19	2.1	—	—	—
令和6年度	7月	19	40	2.1	2	27	13.5
	1月	27	27	1.0	2	45	22.5
計		242	338	1.4	27	205	7.6

3 現状と課題

市内の公営住宅は全2,600戸（県営2,119戸、市営481戸）あり、人口減少が進む中、今後の需要におおむね対応できることから、市営住宅においては、新規の建設や建替え等を行わず、現在の供給戸数を維持していくこととしています。

なお、市営住宅の選考から漏れてしまった世帯においては、県営住宅や住宅供給公社、UR賃貸住宅、その他民間住宅等と連携し、繋いでいます。

そのような状況の中、高齢化等の影響から、年々単身世帯の需要が高まり応募数が増加傾向にあるため、今後も入居が困難な状況が続くことが想定されます。

また、一般世帯向けの住宅においては、居室数の少ない宮の里ハイツ1LDKの住宅は空室が続いていること、空室の解消に向けた対応が求められています。

4 改正内容

現在、市営住宅の応募の要件として、単身世帯が入居できる市営住宅は「1戸当たりの床面積が39平方メートル以下のもの」と定められておりますが、単身世帯の受け皿の拡大及び一般世帯向け住宅の空室の解消に向けて、単身世帯が入居できる要件を「就寝室の数が1室のもの」に改正します。

	規則改正前	規則改正後	増減
単身世帯が入居できる戸数	104戸	111戸	+7戸

※一般世帯は、すべての住宅に応募することができるため、規則改正後も応募できる住宅が減少することはありません。

- ・改正後、単身世帯の入居が可能になる住宅
宮の里ハイツ1LDK（7戸）

5 今後のスケジュール

令和7年9月 パブリックコメント実施
12月 厚木市市営住宅条例施行規則改正
令和8年1月 市営住宅入居者募集